

札 調 第 8 号

平成 16 年 5 月 12 日

各局(区)長様

企画調整局長

札幌新まちづくり計画重点事業編の策定について(通知)

札幌新まちづくり計画(以下「新まちづくり計画」とする。)については、平成 15 年 8 月に決定した策定方針に基づいて、新しい市民参加の取り組みとして、札幌新まちづくり計画市民会議(以下「市民会議」とする。)を設置し、全庁的なプロジェクトにおいて検討した「ビジョン編に向けての市の素案」をもとに議論を行い、市民の視点から今後重点的に取り組むべき施策などについて、平成 16 年 4 月に提言を受けたところであります。

この度、市民会議の提言などを踏まえて「ビジョン編」を策定したことから、「ビジョン編」に掲げる政策目標の実現に向けて、札幌市が 3 年間に重点的に実施する事業を定める「重点事業編」を策定することとし、策定方針を下記のとおり定めましたので通知いたします。

記

1. 計画期間

平成 16 年度から平成 18 年度(2004 ~ 2006 年度)までの 3 年間とする。

2. 計画対象事業の範囲

臨時的経費、経常的経費の区別無く、「ビジョン編」の重点戦略課題ごとに定める施策の基本方針及び施策(以下「施策の基本方針等」とする)に沿った事業を基本として対象とする。

但し、三位一体改革などにより、将来の財政状況が一層予測困難であることなどを踏まえ、計画対象事業については全体的に絞込むこととする。

具体的には、これまでの 5 年計画では計画対象であった、維持補修的・機能更新的な経費、定例的・制度的な事業、団体への貸付金などについては、原則として新まちづくり計画では取り上げない。また、公共事業については、従来 of 事業費や事業量を重視した総量的な計上方法を改め、施策の基本方針等に沿ったものについて計画化していく(別紙参照)。

なお、平成 16 年度については、年度の途中で追加・変更が必要となる事業はもとより、当初分についても計画の対象であること。

3. 区の計画事業の取り扱い

庁内分権を推進し、地域住民の意向や区 地域の特性を生かしたまちづくりを行う趣旨から、原則として、施策の基本方針等に沿ったソフト事業のうち、区のふれあい街づくり事業での対応が困難なものについて、各区において計画事業の検討を行い、全庁的プロジェクト(4. - (4)参照)において、必要な検討 調整を経たうえで、直接計画事業調書の提出を行うこととする。

この場合、計画事業の中で、「庁内分権の全体像」(2003.4.8 庁内分権プロジェクト報告書)に示されている庁内分権特区プロジェクト的な対応が必要となるものについては、重点事業編の市長査定などを活用して事業推進についての意思決定を図っていくこととする。

4. 計画策定にあたっての留意点

(1) 政策目標と施策の展開方針に沿った計画事業の重点化

新まちづくり計画においては、施政方針『さっぽろ元気ビジョン』の基本理念である「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」を実現するために、5つの基本目標と、17の重点戦略課題を設定しており、こうした分野に思い切った経営資源の集中を図ることとしている。

こうした観点から、計画事業の検討にあたっては、単に、「施策の基本方針等」に平成16年度予算に盛り込まれているものを含めた既定の事業の「何が該当するか」ではなく、施策の基本方針等に沿って「何が必要となるのか」という視点で、政策目標の実現に向けて必要となる事柄について積極的に検討を行い、事業の重点化を図ること。

また、この他に、施策や事業を展開していく上で踏まえるべき重要事項を4つの施策の展開方針(平成15年8月19日札調第71号においては「施策推進の視点」としていた)として定めているので、当該方針に沿った事業構築を図ること。

施策の展開方針(参考)

市民との協働推進

市民・企業・行政などさまざまな都市の構成員が連携して公共を担い合う協働型の市政を進める視点から、市民自治を推進するための取り組みを進めるとともに、NPOなどを活用した事業展開やPFIなど民間の資金やノウハウを活用した事業手法に積極的に取り組みます。

また、従来から協働の取り組みを進めてきたものについても、それぞれの主体の役割を見直し、より効果的な推進体制を確立していきます。

適切な規制と緩和

景観や公共的な空間の利用のあり方などまちづくりを進めていくうえで必要となる規制やルールづくり、あるいは公共施設を使いやすくするなど市民活動を活性化するような規制の緩和などをバランスよく推進します。

既存ストックの有効活用

既に道路、公園、下水道や学校などの社会資本については、高い水準に達していることから、今後は、施設の長寿命化や更新時期の平準化を図りながらライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、施設の再利用や多目的利用を進めます。

広域的連携の推進

札幌市が北海道の経済・文化を牽引していくべき役割を担っていることを踏まえて、道都機能の強化に資する地域資源を活用した先進的・実験的な取り組みを進めるとともに、地域同士のつながりを強化するような取り組みを進めます。

(2) 市民会議の提言を踏まえた計画事業の検討

計画事業の検討は、市民会議の提言を踏まえて策定したビジョン編に沿って行いが、提言には、委員の活動や体験に基づく個別具体的な意見まで細かに提示されているので参考とされたい。

(3) 成果を重視した総合的な取り組み

政策目標の実現に向けて必要となる、予算や人員等の経営資源の配分、事業間の連携、規制と緩和、庁内分権などを複合的・総合的に推進する取り組みに加えて、市の取り組みに市民理解が深まり市民参加が促進されるような戦略的な広報を、多様なメディアやイベントを活用して推進すること。

また、新まちづくり計画においては、政策目標の実現に向けて、まちづくりを担う市民・企業・行政などの各主体が協働して、ともに目指していく目標を、具体的かつわかり易く示す取り組みの一つとして、成果指標を試行的に導入することとしているので、ビジョン編に定める成果指標の達成に資する事業に積極的に取り組むとともに、計画策定後においても事業効果の検証と評価に努めること。

(4) 行財政運営の一層の効率化

長引く景気の低迷による市税の伸び悩みや生活保護等の扶助費の増加などにより、本市の財政状況は、中期的に見ても悪化する傾向にある。

今後、平成16年度予算並みの事業を行うなど一定の条件のもとで試算を行った場合には、平成17年度以降の計画期間の間において200億円～600億円程度の収支不足が発生する見通しとなる。

新まちづくり計画の事業の検討に際しては、こうしたことを念頭に置いて、既存の事業を抜本的に見直し・再構築を行い、最大限の効率化を図りながら各重点戦略課題における施策

¹ 平成16年2月4日公表の中期財政見通しによる。

の基本方針等に沿った事業への重点化を図るとともに、計画外事業についても抜本的な見直し、再構築を行い計画対象事業の円滑な執行に努めることとする。

(5) 全庁的プロジェクトによる検討

ビジョン編に定める政策目標に対して組織横断的に取り組むため、副市長をトップとする基本目標別のプロジェクト(新まちづくり計画における全庁的なプロジェクトによる検討について(札調第78号平成15年9月1日))を既に設置してビジョン編に向けての市の素案などについて検討を行ってきたところである。

重点事業編の計画事業を検討するに際しては、基本目標等に係る執行方針や施策の基本方針等に沿った事業体系、部局横断的に取り組むべき施策や類似事業の統廃合などについて、課長等で構成されるワーキングで検討調整を図るとともに、副市長・局長等からなるプロジェクトへの報告と必要な調整を経て計画事業調書を提出すること。

なお、計画事業調書提出後に予定している企画調整局長ヒアリング(5月下旬)において、各局からのヒアリングとは別に、プロジェクトにおける検討、調整内容の概要について各プロジェクトの主管局長から説明することとする。

(6) 規制改革や庁内分権との連携

新まちづくり計画においては、政策目標の実現に資する規制改革や庁内分権の成果についても、必要に応じて計画に取り上げることとするので、規制改革プロジェクト中間報告(2004年4月)に盛り込まれている規制改革や、庁内分権プロジェクト報告書(2003年4月)に盛り込まれている短期プログラムを始めとする庁内分権などについても積極的に検討すること。

5. 策定スケジュール

年 月	内 容
平成16年 5月12日	ビジョン編公表,重点事業編策定方針の各局区通知
5月20日	各局区計画事業調書提出
5月下旬	企画調整局長ヒアリング
6月下旬	市長査定
~7月上旬	
7月下旬	重点事業編素案公表 パブリックコメント
9月下旬	重点事業編市長報告 重点事業編公表

【別紙】新まちづくり計画重点事業編の対象事業について**(基本的な対象事業の考え方)**

臨時的経費、経常的経費の区別無く、新まちづくり計画ビジョン編(以下「ビジョン編」とする)の重点戦略課題ごとに定める施策の基本方針及び施策(以下「施策の基本方針等」とする)に沿った事業を基本として対象とする。

[具体的な対象事業の考え方]

施策の基本方針等に直接的に寄与するような新規・レベルアップ事業に加え、重点的に進めるべき継続事業。

その他の行政課題に対応する事業であって、特に重点的に推進すべきもの(大規模な公共施設の建設、改築、機能向上を伴う改修など)及び、「ビジョン編に定める施策の展開方針」に沿った事業。

(対象外事業の考え方)

維持補修的、機能更新的な経費(含む大規模改造)。

定例的、制度的な事業、団体への貸付金、調査のみの事業、企業会計などへの繰出金。

新規事業であっても、維持管理や施設解体など事業実施の可否に判断の余地が少ないもの。

システム関係経費のうち、単なる更新やデジタル化など市民生活の利便性向上などに直接資することがないと思われる経費。

公共事業については、従来の、事業費や事業量を重視した総量的な計上方法を改めて、施策の基本方針等に沿ったものを計画化する。

(留意点)

計画対象の事業については、平成16年度予算編成における『元気ビジョン重点化事業群』や市長査定項目と同程度の政策的判断を要するか否かを目安とすること。

施設建築については、既に事業着手しているものを除いて、施策の展開方針に定める、PFI 或いは PFI 的手法など民間資金やノウハウの活用について積極的に検討すること。

一つの政策目標や事業成果に複数部局の事業が係る場合、各局からの計画事業調書とは別に取りまとめの局を定めて、事業の全体像が把握できる調書を提出すること(例 拠点の開発に、地域のまちづくり事業や街路事業など複数の事業が連携して取り組む場合)。

基本目標ごとのプロジェクトにおいては、単に各局からの計画事業を取りまとめるに止まらず、政策目標を効率的かつ効果的に推進する事業の体系(施策の基本方針等における「施策の柱」を踏まえたもの)を総合的な視点から構築できているかなどについて検討すること。

計画事業の決定においては、施策の展開方針に沿った事業や、政策目標を効果的に達成するために、歳出事業と規制改革や庁内分権を総合的に推進するものについて積極的に取り上げていくこととする。